

第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 第5次結城市総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）の策定について必要な事項を協議するため、第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、後期計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

3 委員長は、副市長をもって充てる。

4 副委員長は、教育長をもって充てる。

5 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第4条 委員会の所掌事務を補佐するため、ワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームの構成員は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 ワーキングチームにリーダー及び副リーダーを置き、リーダーには総務課長を充て、副リーダーはリーダーが指名する。

4 リーダーは、ワーキングチームの会務を総理し、会議の議長となる。

5 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員及びワーキングチームの構成員の任期は、後期計画が策定されたときまでとする。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員会にあっては委員長、ワーキングチームにあってはリーダーが、必要に応じて招集する。

2 委員長及びリーダーは、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成26年12月22日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

副市長 教育長 市長公室長 市民生活部長 保健福祉部長 産業経済部長 都市建設部長 教育部長 議会事務局長 会計管理者 秘書課長 総務課長 企画政策課長 財政課長 契約管財課長 市民活動支援センター所長 市民課長 社会福祉課長 農政課長 都市計画課長 学校教育課長
--

別表第 2（第 4 条関係）

総務課長，市民課長，社会福祉課長，農政課長，都市計画課長，学校教育課長並びに市長公室，市民生活部，保健福祉部，産業経済部，都市建設部，教育委員会及び部外に属する課又は所から各 1 人
